

「各連結事業年度の連結地方法人税の個別帰属額の計算に関する明細書」の記載要領

1 この明細書は、連結子法人が、令和2年改正前の法人税法第81条の25（個別帰属額等の届出）の規定により、各連結事業年度に係る令和2年改正前の地方法人税法（以下「令和2年旧地方法」といいます。）第15条第1項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額（以下「連結地方法人税個別帰属額」といいます。）の計算の基礎を記載した書類を提出する場合に使用し、各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書に添付して提出してください。

また、この明細書は、連結親法人が、令和2年旧地方法第19条第4項（確定申告）の規定により、同条第1項の規定による申告書に各課税事業年度に係る連結地方法人税個別帰属額の計算の基礎を記載した書類を添付する場合にも使用してください。

2 「算出連結法人税個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額1」は、連結法人税個別帰属額届出書「2」の金額がマイナス(△)である場合には、この算式により計算した金額に△を付して記載します。

3 「連結留保税額の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額5」は、連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結法人が記載します。

なお、連結親法人が協同組合等又は特定の医療法人である連結法人にあつては、この欄を記載する必要はありません。

4 「加算調整額8」の外書は、令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法第68条の67第1項（連結法人に用途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する用途秘匿金の支出がある場合には、連結法人税個別帰属額届出書「10」の上段に外書として記載した金額の100分の10.3に相当する金額を記載します。この場合において、「加算調整額2」は、この外書として記載した金額を含めて計算します。

5 「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額に係る連結地方法人税個別帰属額12」の外書は、連結法人税個別帰属額届出書「13」の上段に外書として記載した金額の100分の10.3に相当する金額を記載します。

(注) 法人税額の計算における「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額」欄（別表一の二の「27」）の外書の金額の100分の10.3に相当する金額が、地方法人税額の計算における「この申告による還付金額」欄（別表一の二の「45」）の外書の金額を超える場合には、次により計算した金額を記載します。

(別表一の二の「45」)の外書× $\frac{\text{別表七の二付表一の「24」}}{\text{別表七の二付表一の「26」}}$